

外国為替令等（補完的輸出規制等）の改正の概要について

令和 7 年 4 月
経済産業省
貿易経済安全保障局

1 改正趣旨

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。

令和 6 年 4 月 24 日に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告¹（以下「中間報告」という。）において、国際的な安全保障環境は大きく変化し、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化に対応していくことが求められる中で、補完的輸出規制の見直しを行うとともに、技術管理強化のための官民対話スキームの構築、また懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化を図ることが重要であるとの提言がなされた。

このため、中間報告における提言を踏まえた以下の改正を行う。

（1）補完的輸出規制に係る改正

- ① 通常兵器補完的輸出規制の見直し
- ② グループ A 国経由での迂回対策

（2）輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正

- ① 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化
- ② 展示会等における技術提供に関する手続の合理化
- ③ CL（チェックリスト）の見直し

（3）技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正

◇公布 : 令和 7 年 4 月 9 日（水）

◇施行 : 令和 7 年 10 月 9 日（木）

【※ (2) ①② : 令和 7 年 4 月 9 日（水）、(2) ③: 令和 7 年 5 月 9 日（金）、(3) : 令和 7 年 6 月 9 日（月）施行】

政 令

- 外国為替令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 175 号）

省 令

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 36 号）
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 40 号）
- 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 38 号）
- 輸出貿易管理規則の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 35 第）
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 37 号）

¹ [安全保障貿易管理小委員会 中間報告](#)

- 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第39号）
- 輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第41号）

告示

- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第59号）
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第56号）
- 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第57号）
- 「輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第54号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第62号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第61号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第58号）
- 「外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第60号）
- 「輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第55号）
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第63号）

通達

- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和7年4月9日付け輸出注意事項2025第9号）

<改正した通達>

- ・ 輸出貿易管理令の運用について
- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- ・ 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
- ・ 包括許可取扱要領
- ・ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- ・ 輸出管理内部規程の届出等について
- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
- ・ 輸出事後審査事務取扱要領
- ・ （お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16.8に基づく楽器証明書の申請手続等について

2 改正概要

(1) 補完的輸出規制に係る改正 **輸出令** **外為令** **省令・告示(各種)** **通達(各種)**

① 通常兵器補完的輸出規制の見直し

- 一般国(グループA国及び武器禁輸国²以外)向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。
- 国連武器禁輸国向けの全品目(木材、食料品を除く。)の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。

② グループA国経由での迂回対策

現在、補完的輸出規制の対象外であるグループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム(経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知)を行うことができることとする。

(2) 輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正

① 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化 **輸出令** **無償告示** **運用通達**

自衛隊との訓練に参加するために外国軍隊が持ち込んだ防衛装備品の持ち帰りについて、許可を要しないこととする。

② 展示会等の技術提供に関する手続の合理化 **包括許可要領**

展示会、商談会などの防衛装備の移転に係る初期段階の商談等において提供する技術情報について、包括許可制度を創設することとする。

③ CL(チェックリスト)の見直し **CP通達**

輸出管理内部規程を届け出ている企業等に関し、毎年提出する「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の簡素化と書類の削減を図り、併せて一部を企業等の自主管理に委ねることとする。

(3) 技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正 **報告告示**

昨年12月に制度を施行した「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術を、提供に係る取引に際して経済産業大臣への事前報告を求める対象として新たに追加する。

² グループA国とは、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域。武器禁輸国とは、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域。

(参考) 関係法令及び略称

- 法律

外為法 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

- 政令

外為令 外国為替令（昭和55年政令第260号）

輸出令 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

- 告示

無償告示 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）

- **報告告示** 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和6年経済産業省告示第178号）

- 通達

運用通達 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

包括許可要領 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

CP通達 輸出管理内部規程の届出等（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）